

令和8年度 松山市立東中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月22日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

生徒にとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。東中学校では、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であり、特定の生徒や特定の立場の者だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があると認識して、いじめの防止等の対策を行う。加えて、いじめ防止等の対策は、「いじめは、決して許される行為ではない。」という姿勢で臨み、いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく。東中学校では、生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するための啓発機関であることを自覚し、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携しつつ、いじめを許さない、いじめの起きない風土づくりに努め、いじめのない社会の実現を目指す。

【いじめ問題等対策委員会】

【地域】

公民館長
教育会支部長
主任児童委員
青少年育成支援委員

【校内】

校長、教頭、事務長
教務主任、学年主任
生徒指導主事
裾波コーディネーター
養護教諭
スクールカウンセラー

【家庭】

PTA 会長
PTA 副会長
PTA 社会教育部長
PTA 社会教育副部長

【外部専門家】

松山市教育委員会
弁護士
所轄警察署等
教育支援センター

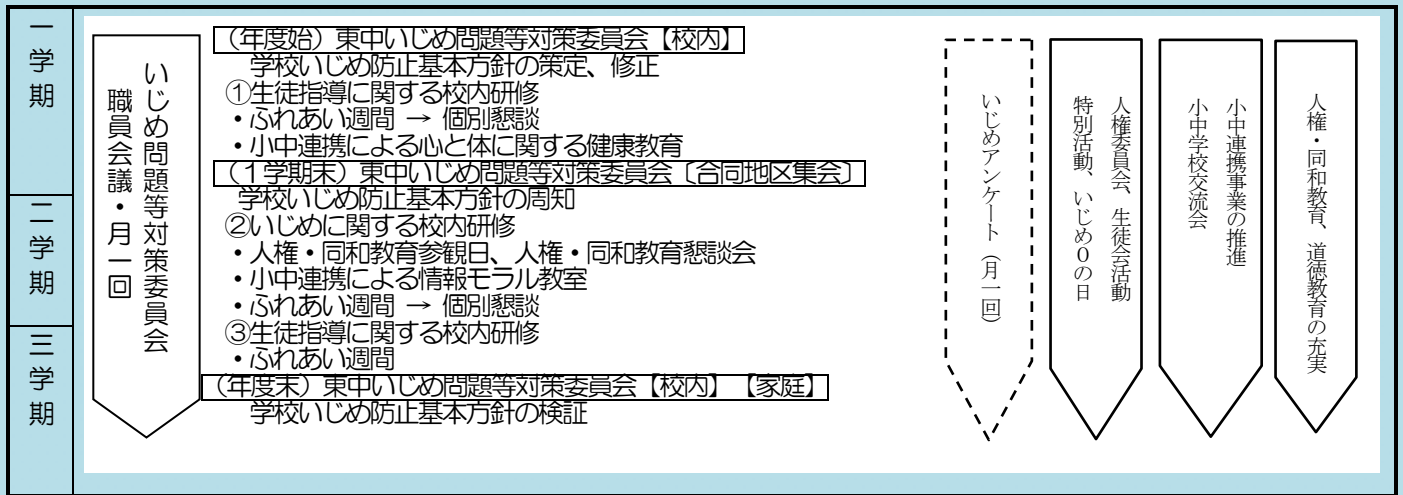
【関係機関】

松山市こども家庭センター
こども相談
福祉総合支援センター
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① いじめのない生き生きとした学校づくりに向け、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ防止基本方針」等を活用した研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、教育委員会等主催の研修への参加及び参加者による報告会の実施等を通して、その観察力や対応力、指導力の向上を図る。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して研修会等の開催や資料等を配付するなど、必要な啓発活動を実施する。
- ④ 様々な偏見によるいじめや差別を生じさせないために、適切な人権教育・道徳教育を行うことで人権意識の醸成に努める。また、不安等生徒の思いに寄り添い、心のケアを図るとともに、いじめ予防、早期発見と組織的対応に努める。
- ⑤ 特別支援教育や発達障害等の特性について、教職員間の共通理解を図るとともに、それらに係る教職員の理解や専門性の向上を図る。
- ⑥ 人権・同和教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。また、各教科等の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ⑦ 生徒の豊かな情操と道徳的実践力を培う道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑧ 生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い、一人一人に居場所のある学級経営の充実を図る。また、全教職員による教育相談活動の充実も図る。
- ⑨ 「人権委員会」をはじめとする生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が主体的に取り組む活動を計画し、指導・支援する。また、松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」等において、他校との交流を図り、生徒自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑩ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ問題等対策委員会）を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑪ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 生徒の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。(学年部会、生徒指導部会、運営委員会、職員会議の有効活用)
- ② 定期的にいじめに関するアンケートを実施するとともに、個別面談、生活ノートの活用等、きめ細やかな実態把握に努める。
- ③ 教育相談週間「ふれあい週間」を設け、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 周囲の目を気にして教師に直接相談できない生徒や保護者、また、いじめを発見した第三者からの通報のために、「いじめ実態把握専用メール」や「いじめほっとらいん」等が利用できることを周知し、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握する。
- ⑤ 学校に直接相談できない生徒や保護者のために、学校以外の相談窓口(「松山市こども家庭センター こども相談課」等)があることを周知し、関係機関との連携を図る。

【いじめに対する措置(対応)】 その1 ※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)
遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「校内いじめ問題等対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援
いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画(出席停止も含めた上で立てる)他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言・支援を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。

【いじめに対する措置（対応）】 その2 ※重大事態を含む

⑥ 集団への働きかけと継続的な指導

「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。また、いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

⑦ ネット上におけるいじめへの対応

教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡をするとともに、直ちに削除をする措置をとる。

具体的には以下の通りである。

ア ネットいじめとは、

インターネット接続機器（パソコン、タブレット端末、スマホ、ゲーム機など）で文字や画像を使い、

- ① 特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する
 - ② 特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする
 - ③ 掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する
- などであり、これらは犯罪行為である。

イ ネットいじめの特徴

- (ア) 加害者になりうる
インターネット上では、匿名での書き込みが可能である。そのため、軽い気持ちで誹謗中傷や悪口を書き込んでしまうことがある。
- (イ) 被害が急速に拡大する
インターネット上の情報は、コピーして他の掲示板等へ投稿することができる。たくさんの掲示板等でコピーが行われると、情報を目にする人が爆発的に増加し、被害が広がってしまう。
- (ウ) 回復が困難である
インターネットは、世界中のインターネット接続機器につながっている。そのため、原因となった掲示板等への書き込みを削除しても、他の掲示板等にコピーされている場合があり、これらを完全に消し去ることはほとんど不可能である。

ウ ネットいじめの予防

- (ア) 保護者への啓発
 - 家庭のルールを決める。
 - ・ 保護者の目の届く範囲でインターネット接続機器を使用すること。
 - ・ 1か月の利用時間や通信料を決めること。
 - ・ 他人を傷つけるような使い方をしないこと。
 - ・ 送信者不明のメールや知らない者からのメールが来た場合には、速やかに保護者に報告すること。
 - ・ ルール違反やインターネット接続機器の使用により生活に支障が生じている場合には、そのインターネット端末機器の利用を停止すること。
 - 子どもの行動を見守る。
 - フィルタリングサービス（有害サイトアクセス制限サービス）を活用する。
- (イ) 情報教育の充実
一人一台端末（タブレット）の活用ルールの徹底と技術・家庭科を中心に教育活動全体で行う情報モラル教育の充実
- (ウ) ネット社会についての講話（情報モラル教室、非行防止教室等）の実施

エ ネットいじめへの対処

- (ア) ネットいじめ・トラブルの把握
 - 被害者からの訴え
 - 閲覧者からの情報
 - ネットパトロール
- (イ) 不当な書き込みへの対処
 - 状況確認（ネット上のいじめ発見、生徒・保護者からの相談等）
↓
 - 状況の記録（アドレス確認、カメラ等による画面撮影と保存・印刷等）
↓
 - 管理者への連絡・削除依頼と削除依頼メールの再確認、いじめへの対応、所轄警察署等への相談

⑧ 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。

⑨ 重大事態への対処

学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、校内に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【東中学校の生徒の皆さんへ】

- ① 東中学校の生徒会員として、生徒会宣言を守りましょう。
「正しい」と思う自分の「心」を見つめ、自らの正義を貫き通し、
全員の力で、いじめを起こさない、いじめを許さないことを誓います。
- ② 悪質なSNSによるいじめをゼロにするための3つの行動宣言を守りましょう。
 - ・自分の意志を持って、責任ある行動をしよう。
 - ・画面の向こうを想像しよう。
 - ・HELPが出せる環境にしよう。
- ③ 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めましょう。
- ④ 一人一台端末（タブレット）を活用する場合は、「タブレット活用のルール」を必ず守りましょう。
- ⑤ インターネット端末機器（携帯電話等）やインターネットの利用は、保護者の管理・理解のもとで認められていることを十分に理解しましょう。
- ⑥ 周囲にいじめがあると思われるときは、学校は全力であなた（被害者）を守ります。もし、いじめを受けていると感じる人がいたら、その人に声を掛けたり、援助の手を差し伸べたりしましょう。それと同時に、いじめを受けている人、いじめられて困っている人が周囲にいると感じている人は、すぐに学校の先生、家族、スクールカウンセラーなど、周囲の大人に安心して相談しましょう。

【ご家庭にしていきたいこと】

- 子どもの立場に立って真剣に話を聞いて、子どもの寂しさやストレスに気付くことが、いじめの早期発見、早期対応につながっていきます。毎日、少しでも時間をとって子どもの話を聞いてください。
- 子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一步調で取り組みましょう。
- けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。
- わが子が「いじめる側」にならないよう、過去の痛ましい事件・事故からの教訓やご自身の経験等を踏まえて具体的に話をしてください。

※ いじめ防止対策推進法（H25.9.28）のいじめの定義の中に、心理的、物理的な影響を与える行為にインターネットを通じて行われるものも含むと付加され、保護者の責務についても定められています。また、保護者に対して、その保護する青少年のインターネット利用を適切に管理する責務が法律で課せられていますので、適切な指導をお願いします。特に、子どもがインターネットのルールやマナーを守って利用していることを、いつでも保護者が確認して証明できる状態にするようお願いします。

【地域の方に協力していただきたいこと】

- 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声掛けやあいさつをお願いします。
- いじめやしてはいけない行為を発見したら、家庭や学校に連絡をお願いします。
- 生徒には地域の行事に積極的に参加するように指導していますので、生徒が参加した際にはご助言やご指導をよろしくお願いします。目に余る行為については、学校にご一報をお願いします。
- 子どもたちは「地域の宝」です。地域の子どもにとっての安らぎの場になるようお願いします。